

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第59号

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

(電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(昭和42年岩手県条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(経営の基本) 第2条 [略] 2 [略] 3 工業用水道事業における施設は、取水施設、給水施設及びその他の施設とし、その名称、位置、1日最大給水量及び給水区域は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>1日最大給水量</th><th>給水区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>第一北上中部工業用水道</td><td>[略]</td><td><u>37,293立方メートル</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	1日最大給水量	給水区域	第一北上中部工業用水道	[略]	<u>37,293立方メートル</u>	[略]	[略]				(経営の基本) 第2条 [略] 2 [略] 3 工業用水道事業における施設は、取水施設、給水施設及びその他の施設とし、その名称、位置、1日最大給水量及び給水区域は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>1日最大給水量</th><th>給水区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>第一北上中部工業用水道</td><td>[略]</td><td><u>97,557立方メートル</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	1日最大給水量	給水区域	第一北上中部工業用水道	[略]	<u>97,557立方メートル</u>	[略]	[略]			
名 称	位 置	1日最大給水量	給水区域																						
第一北上中部工業用水道	[略]	<u>37,293立方メートル</u>	[略]																						
[略]																									
名 称	位 置	1日最大給水量	給水区域																						
第一北上中部工業用水道	[略]	<u>97,557立方メートル</u>	[略]																						
[略]																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

第2条 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(経営の基本) 第2条 [略] 2 [略] 3 工業用水道事業における施設は、取水施設、給水施設及びその他の施設とし、その名称、位置、1日最大給水量及び給水区域は、次のとおりとする。	(経営の基本) 第2条 [略] 2 [略] 3 工業用水道事業における施設は、取水施設、給水施設及びその他の施設とし、その名称、位置、1日最大給水量及び給水区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	1日最大給水量	給水区域
<u>第一北上中部工業用水道</u>	[略]	<u>97,557立方メートル</u>	北上市
<u>第二北上中部工業用水道</u>	北上市	<u>17,205立方メートル</u>	北上市 胆沢郡金 ヶ崎町

名 称	位 置	1日最大給水量	給水区域
<u>北上中部工業用水道</u>	[略]	<u>114,762立方メートル</u>	北上市 胆沢郡金 ヶ崎町

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県営工業用水道料金徴収条例の一部改正)

第3条 県営工業用水道料金徴収条例(昭和53年岩手県条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
名 称	料金の種別	工業用水の料金の額	ろ過料金の額	名 称	料金の種別	工業用水の料金の額	ろ過料金の額
<u>第一北上中部工業用水道</u>	[略]			<u>北上中部工業用水道</u>	[略]		
<u>第二北上中部工業用水道</u>	基本料金	<u>42円</u>	<u>35円</u>				
	使用料金	<u>3円</u>	<u>3円</u>				
	超過料金	<u>90円</u>					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和3年4月1日から施行する。